

食品健康影響評価技術研究

応 募 要 領

平成 1 7 年 6 月

内閣府

食品安全委員会事務局

目 次

はじめに	1
第 1 応募資格等	1
1 応募資格	
2 重複応募等	
第 2 研究の概要等	1
1 募集する研究課題	
2 実施期間	
3 研究の体制	
第 3 応募手続等	2
1 応募書類	
2 応募期間、応募先等	
第 4 研究課題の決定等	3
1 審査の方法及び手順	
2 審査基準	
3 研究課題の決定	
4 日程	
5 課題の採否の通知	
6 研究課題の登録	
第 5 委託契約	4
1 委託契約の締結	
2 契約時に必要な書類	
3 再委託契約の締結	
4 研究委託費	
5 委託契約の解除	
第 6 研究の成果	5
1 実績報告	
2 知的財産権の帰属	
3 刊行等	
4 成果の公表	
5 健康危害情報	

第7	研究の評価	6
第8	報告等	6
(別添)	必要書類チェックシート	7
	受付通知用はがきの作成について	8
	研究実施計画(様式1~様式9)	9
	主任研究者証明書(記入例)	20
	事務委任承諾書(記入例)	21
	作成上の留意事項	22
(参考)	記載例	25

食品健康影響評価技術研究応募要領

はじめに

この要領は、食品安全委員会食品健康影響評価技術研究実施要領（平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定）第6の規定に基づき、食品健康影響評価技術研究（以下「研究」という。）の課題を募集することを目的とします。

なお、食品安全委員会は、研究課題の募集を行い、当該募集に応じて提出された課題の中から研究課題を決定します。

採択された研究課題を提出した者は、原則として、所属する研究機関が国の委託を受けてから当該研究課題による研究を実施することとなります。

第1 応募資格等

1 応募資格

研究課題の応募を行う資格を有する者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 国以外の研究機関（大学、試験研究機関等をいう。以下同じ）に所属し応募に係る課題の研究について当該研究機関において研究を取りまとめる研究者
- (2) 国の研究機関に所属し、研究委託費の管理及び経理に係る事務を所属する研究機関の長に委任することについて、同意を得ることができる研究者

2 重複応募等

次に掲げる課題については、研究課題として応募することができません。

- (1) 同一の内容で、既に国の制度による採択を受け、又は受けることが決定している課題
 - (2) 類似性の高い課題を実施し、又は実施することを予定している場合であって、当該研究課題との内容の相違が応募書類に明確に記載されていない課題
- また、同一の者は、2以上の研究課題に応募することができません。ただし、分担者として複数の異なった研究課題に参画することを妨げません。

第2 研究の概要等

1 募集する研究課題

食品安全委員会は、食品の安全性の確保の観点から緊急性・重要性が高く、研究の成果が評価手法の策定等に資するものとして、毎年度、研究領域を設定し、それに対応した研究課題を募集することとします。

2 実施期間

研究の実施期間は、1研究課題につき原則として3年以内とします。

また、研究について毎年度実施する評価の結果に基づき、実施期間が短縮されることがあります。

3 研究の体制

研究課題の応募を行う研究者（以下「主任研究者」と総称する。）は、次に掲げる要件を満たすものとしてします。

研究実施計画の企画及び立案並びに当該研究の成果を総括できること。

研究の進行管理、研究に参画する関係機関との相互調整、委託契約に係る事務の管理（知的所有権の管理を含む。）その他研究の管理を行う能力を有すること。

研究を実施するために十分な時間を継続的に確保することができること。

なお、主任研究者は、その所属する研究機関の長を通じて、国との委託契約に準拠する契約を締結することにより、当該研究機関に属さない者（以下「分担研究者」という。）に、研究の一部を分担させることができる。

第3 応募手続等

1 応募書類

研究課題の応募には、次の から までの書類等（以下「応募書類」という。）が必要です。

応募書類チェックシート

研究実施計画（書類及び電子ファイル）

主任研究者証明書又は事務委任承諾書

受付通知用はがき

なお、研究実施計画の様式は、食品安全委員会のホームページからダウンロードすることができます。また、応募書類の作成に当たっては、ワードプロセッサ又は表計算用ソフトウェアを使用してください。

2 応募期間、応募先等

応募期間：（平成17年）

6月30日（木）～7月27日（水）【必着】

応募先：〒100-8989

東京都千代田区永田町2 - 13 - 10

プルデンシャルタワー6F

内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課調査係

電話：03 - 3581 - 9186

（留意事項）

- ・ 応募書類を郵送するときは、当該応募書類が応募期間内に到着するようにしてください。また、ファックス及び電子メールは応募に用いることができません。
- ・ 研究実施計画に不備がある課題は、研究課題の候補の選定の対象から除外します。
- ・ 提出された応募書類は、返却し、又は差し替えることができません。
- ・ 応募書類を受け付けた後1週間は、当該応募書類の内容について確認等の連絡を行うことがありますので、主任研究者に連絡が取れるようにしてください。
- ・ 応募を受け付けた後、受付番号を受付通知用はがきに記載して返送します。

第4 研究課題の決定等

1 審査の方法及び手順

研究課題の候補は、食品健康影響評価技術研究運営委員会（以下「研究運営委員会」という。）が次に定めるところにより行う書面審査及びヒアリング審査によって選定します。

(1) 書面審査（1次審査）

書面審査は、研究運営委員会の評価担当委員が、提出された応募書類について、研究領域又は研究課題ごとに実施します。評価担当委員の氏名は、研究課題の決定まで公開しません。

(2) ヒアリング審査（2次審査）

ヒアリング審査は、書面審査の結果を基に、対象となる課題を選定した上で、当該研究課題に係る主任研究者に対して実施します。

食品安全委員会事務局長（以下「事務局長」という。）は、ヒアリング審査の日程等を対象となる課題に係る主任研究者に通知します。

審査は非公開で行われ、対象となる課題に係る主任研究者の利害関係者は、審査を行うことができないこととなっています。

2 審査基準

研究課題は、次に定める基準に適合するものとします。

研究領域の趣旨との整合性があること。

科学的・技術的に意義があること。

研究実施計画の内容が効率的であること。

目標が明確かつ達成可能なものであること。

研究成果を普及し、発展させることができること。

3 研究課題の決定

食品安全委員会は、研究運営委員会において選定された研究課題の候補から研究課題を決定します。

4 日程

（平成17年）

7月28日～8月 3日（予定） 書面審査（1次審査）

8月22日～8月23日（予定） ヒアリング審査（2次審査）

9月 1日 （予定） 研究課題の決定

5 課題の採否の通知

事務局長は、提出された課題の研究課題としての採否を、研究課題の決定後速やかに、当該課題に係る主任研究者に通知します。

なお、課題の研究課題としての採否についての電話等による照会には、回答することができません。

6 研究課題の登録

決定された研究課題は、総合科学技術会議の政府研究開発データベースに登録されます。

第5 委託契約

1 委託契約の締結

国は、国以外の研究機関に属する主任研究者の提出した課題が研究課題とされた場合には、主任研究者の属する研究機関の長との間で委託契約を締結することとします。

また、国は、国の研究機関に所属する主任研究者の提出した課題が研究課題とされた場合には、主任研究者との間で委託契約を締結することとします。

2 契約時に必要な書類

提出した課題が研究課題とされたときは、次の書類を事務局長に提出してください。

年次計画

請書

委託研究実施計画書

提出された書類に不備があるときは、委託契約を締結することができません。

委託契約は単年度の契約ですので、研究が終了するまで毎年度締結する必要があります。

3 再委託契約の締結

研究の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該研究の一部を分担研究者に再委託することができます。その場合、再委託契約の内容については国の委託契約に準拠してください。

ただし、研究の運営は再委託することができません。

4 研究委託費

研究委託費の額は、予算の範囲内で、単年度当たり1研究課題につき4千万円を限度とし、研究課題と併せて決定します。

研究委託費の内訳は、次に定める経費とします。

(1) 直接経費（研究の実施及びその成果の取りまとめのために必要となる次の経費をいう。以下同じ。）

試験研究費

- ・機械整備費及び備品費
- ・賃金（単純労務に服する者に対するものに限る。）
- ・消耗品費
- ・雑役務費
- ・印刷製本費

研究員旅費（研究に携わる研究員の調査、連絡、成果報告会への出席等に要するものに限る。）

人件費（研究に携わる研究員に係るものに限る。）

諸謝金（外部の有識者等に対する研究に係る出席謝金に限る。）

委員等旅費（外部の有識者等に依頼する研究の協力に係る旅費に限る。）

(2) 間接経費（研究の実施に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等の研究の実施を支え

るものをいう。以下同じ。)

また、間接経費は、直接経費の額の10%に相当する額以上の額について、直接経費の額の30%に相当する額を上限として計上することとし、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。URL <http://www.afttis.or.jp/project/hightech/h16/expenses.pdf>)に基づいて、適正な執行を図ってください。

(3) 再委託費(研究の一部の再委託に要する経費をいう。)

(4) 消費税(地方消費税を含む。)

5 委託契約の解除

受託者がこの要領の規定に違反したとき又は不適切な経理を行ったときは、委託契約が解除されることがあります。

第6 研究の成果

1 実績報告

受託者は、実施した研究に係る実績報告書を当該研究が終了する年度の翌年度の4月10日までに、事務局長に提出してください。また、研究運営委員会は、必要と認めるときは、主任研究者から研究内容について報告を受けることとします。

2 知的財産権の帰属

研究を実施し、特許権、著作権等の知的財産(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項の知的財産権をいう。以下同じ。)が発生した場合であって、受託者が次の から までの条件を遵守したときは、当該知的財産権の帰属を当該受託者又はその主任研究者とすることができます。

知的財産権を生ずべき研究の成果が得られたときは、当該知的財産権の出願を行う30日前までに事務局長に報告すること。

事務局長が公共の福祉のために特に必要があるものと認めて要請するときは、国に知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

知的財産権については、その活用が図られることが重要なことから、相当期間に亘り活用されていない場合において、事務局長が特に必要があるものと認めて要請するときは、第三者に当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

受託者が研究の一部を再委託することにより発生する知的財産権の帰属も、同様の条件により分担研究者とすることができます。

3 刊行等

主任研究者又分担研究者は、研究の成果を学術上の論文、書籍等として刊行し、又は雑誌に掲載するときは、国から委託を受けた研究の成果である旨を明記してください。

また、食品安全委員会へ研究の成果として報告書を提出する前に、学術上の論文、書籍等として刊行し、又は雑誌に掲載するときは、事務局長に届け出てください。

4 成果の公表

主任研究者が取りまとめた研究の成果の報告書は、食品安全委員会のホームページ等で公表し、広く関係者への普及が図られます。

5 健康危害情報

主任研究者は、研究の過程において、人の健康に悪影響を及ぼす情報（以下「健康危害情報」という。）を把握したときは、速やかに事務局長へ連絡してください。

また、分担研究者に対しても、研究の過程において、人への健康危害情報を把握したときは、速やかに主任研究者へ連絡すべきことを伝達してください。

第7 研究の評価

食品安全委員会は、2年以上の実施期間を要する研究について、毎年度、中間評価を実施して、研究課題の達成度等を評価し、次年度以降に研究を継続することの可否を判断します。

中間評価において研究課題の達成が困難であると判断したときは、委託契約が解除されることがあります。

また、食品安全委員会は、研究について、その終了後速やかに、事後評価を実施します。

事務局長は、中間評価及び事後評価の結果を、当該評価の対象となった研究に係る主任研究者に通知します。

第8 報告等

食品安全委員会は、受託者から、研究の実施状況若しくは経理の状況を知るために必要な報告を徴し、又は受託者に対し、研究の実施状況若しくは経理の状況を知るために特に必要な資料の提出を求めることがあります。

また、食品安全委員会は、研究の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、受託者による研究の実施状況又は経理の状況を検査することがあります。

この応募要領に関するお問合せ先

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10
プルデンシャルタワー6F
内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課調査係
電話：03-5251-9186
FAX：03-3591-2236
ホームページアドレス <http://www.fsc.go.jp>